

平成30年度 役員報酬の取り扱い

協会の運営状況等を踏まえて、前年度の額を見直し、以下のとおりとする。

「役員報酬等及び退職金の支給に関する基準」第2条第1項の規定に基づいて定める常勤役員の平成30年度の報酬年額は下記の額とし、その1/12に相当する額を月額として支給する。

記

理事長	880万円
業務執行理事	900万円

(注) 業務執行理事から選定する専務理事は置かない。

理事長の報酬は「役員報酬及び退職金の支給に関する基準」第2条第3項により、同条第1項に定める上限額の8割となる。